

令和8年度NPO法人向け助成金申請研修会で出た質疑

Q1：8月にイベントの開催を考えている。その場合、5・6月あたりから事業開始しようと考えているが、5・6月にかかる費用は助成の対象となるのか。

A1：R8年度のNPO活動促進助成事業については令和8年7月1日から令和9年2月28日までに実施する事業が対象となる。

対象となる経費については事業期間に支払った経費のみしか対象とならないが、会場費については8月に実施する事業のため、前払いとして5月に支払わないといけないものについては例外的に5月に支出した経費を認めるものである。

このため、質問にあった5月、6月に行う事業のための経費はそもそも対象とならない。

Q2：3月にイベントを考えているが、これも助成の対象外になるのか

A2：令和8年7月1日から令和9年2月28日の期間外の事業であるため、助成対象とならない。

Q3：別の団体と共催でイベントを行おうと考えている。共催する団体から出資があるが、それだけで事業費をカバーできず、当法人からいくらか出費がある。このカバーしきれない部分は助成対象となるのか。

A3：R8年度募集要項P2に掲載のとおり他の団体から補助、助成、業務委託を受けている事業は助成対象とはならないこととされている。

申請する事業に直接充当する経費として他から出資を受けているのであれば、助成の対象とはならない。